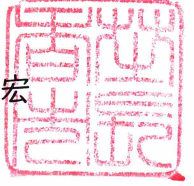


香 秘 第 6 7 号
令和5年8月16日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



質問状に対する回答について

令和5年7月25日付けで香芝市議会基本条例に基づき質問のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

質問① 行政機関が所有する個人の保護が必要な情報を、実施機関の職員が開示した場合の罰則等を示されたい。

(回答)

本市一般職職員には、地方公務員法第34条第1項に規定する守秘義務が適用され、その義務に違反すると同法第60条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

質問② 行政機関が所有する個人の保護が必要な情報を、実施機関の職員が開示した場合の職員の処分にかかる時効の期間を示されたい。

(回答)

上記処分にかかる時効について、法律の定めはありません。

質問③ 行政機関が所有する個人の保護が必要な情報を、実施機関の職員が開示した場合、その違法不当な行為に対する情報提供があった場合、行政機関としては、どのような受付手続き及び調査を行うことになるのか。その手順について示されたい。

(回答)

当該違法又は不当と思われる行為を職員が行ったと考えられる場合は、当該職員が所属する部署又は人事課に情報提供いただき、その場で内容を聞き取りすると考えます。その後、調査方法を協議、検討し実施することとなるものと考えます。

質問④ 行政機関が所有する個人の保護が必要な情報を、実施機関の職員が開示した場合、その調査及び処分に至る措置はどの部署が担当するのか。

(回答)

調査を行う部署は、所管課又は人事課が想定されます。職員の非違行為による懲戒処分にかかるところは人事課が担当となります。

質問⑤ 明らかに個人情報流布された相当性の事実がある場合、その調査及び処分に関し、行政機関としてはどのような態度で行動されるのか。

(回答)

速やかに調査を行っていくとともに、調査過程でプライバシー侵害等の二次被害が派生的に発生しないよう、より慎重な行動が求められると考えております。

質問⑥ 「④」に関し、担当部署がその調査を行う回答を行ったにもかかわらず、職務怠慢及び隠ぺい等の事実があった場合、行政機関としては、どのような措置が行われるのか。

(回答)

担当部署が調査を行うと回答しながら意図的に十分な調査を行わなかったと判断された場合は、何らかの処分等の対象となる可能性があります。そのような場合は、企画部・総務部などの他部署により再調査する必要があると考えております。

質問⑦ 行政機関において個人情報保護の違反は重大な問題であるが、これらの行為は懲戒処分の対象となるのか。また、懲戒処分となった場合、マスコミ等も含み処分の公表が行われるのか。

(回答)

職員が職務上知り得た個人情報を故意に漏らし公務の運営に重大な支障を生じさせたと認められた場合は、免職又は停職の懲戒処分を受けることとなります。

また、上記の懲戒処分が行われた場合、速やかにその情報を、市政記者クラブを通じて記者等に通知するとともに、市ホームページに掲載することにより公表することとなります。

質問⑧ 最後に地方公共団体の長である市長の、個人情報保護に関する見解を示されたい。

(回答)

市実施機関において職務上取り扱う個人に関する情報は、大量かつ多種多様であります。情報によっては、その情報が漏洩することにより、当該個人の権利利益が大きく損なわれるおそれがあるものも取り扱っており、取扱いの慎重さが求められていると考えております。

職員は、地方公務員法第34条第1項に規定する守秘義務をはじめ、その他個別の法律等

においても、個人情報等の不正な提供や利用についての罰則等が規定されていることを改めて認識し、個人情報の適正な取扱いの徹底を図るべく全職員に周知してまいりたいと考えております。

令和5年7月25日

市長様

香芝市議会議長 川田 裕

(質問者：川田 裕)

質問状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答されたい。

質問趣旨

香芝市の職員における個人情報等の保護に関し、法令等の適正な施行に関し質問するものである。

一部を例示すれば、行政機関において個人の保護されなければならない情報に該当するものを一般市民に情報を違法に開示し、伝聞により拡散し、流布させたことにより被個人情報保護者の著しい評価の低下を齎す事案等である。

また、これらの個人情報保護については、香芝市議会における所管委員会でも指摘を受けていた。その実態調査などの意見もあり担当所管は調査を行う旨の回答としたが、実態では正式な調査なども行われていないと示唆でき、行政機関内の事務執行にかかる違法等を組織ぐるみで隠ぺいしている可能性も否定できない。

そこで、行政職員による個人情報等の保護に関する違法行為に対し、重大な問題であることから、具体的にどのような調査及び処分を含む措置が行われるのかの確認を目的とする。

以下の質問事項に対し、回答を示されたい。

質問

- ① 行政機関が所有する個人の保護が必要な情報を、実施機関の職員が開示した場合の罰則等を示されたい。
- ② 行政機関が所有する個人の保護が必要な情報を、実施機関の職員が開示した場合の職員の処分にかかる時効の期間を示されたい。
- ③ 行政機関が所有する個人の保護が必要な情報を、実施機関の職員が開示した場合、その違法不当な行為に対する情報提供があった場合、行政機関としては、どのような受付手続き及び調査を行うことになるのか。その手順について示されたい。
- ④ 行政機関が所有する個人の保護が必要な情報を、実施機関の職員が開示した場合、その調査及び処分に至る措置はどの部署が担当するのか。
- ⑤ 明らかに個人情報情報が流布された相当性の事実がある場合、その調査及び処分に関し、行政機関としてはどのような態度で行動されるのか。
- ⑥ 「④」に関し、担当部署がその調査を行う回答を行ったにもかかわらず、職務怠慢及び隠ぺい等の事実があった場合、行政機関としては、どのような措置が行われるのか。
- ⑦ 行政機関において個人情報保護の違反は重大な問題であるが、これらの行為は懲戒処分の対象となるのか。また、懲戒処分となった場合、マスコミ等も含み処分の公表が行われるのか。
- ⑧ 最後に地方公共団体の長である市長の、個人情報保護に関する見解を示されたい。